

薬生食輸発0802第2号
令和元年8月2日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成31年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

(タイ産ドリ안의プロシミドン、中国産赤とうがらしのパクロブトラゾール、なつめのプロピコナゾール及びにんじんのトリアジメノール並びにベトナム産冬瓜のメタラキシル及びメフェノキサム)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第4号(最終改正:令和元年7月31日付け薬生食輸発0731第6号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、検査命令の対象としたことから、モニタリング通知の別表第2及び別表第3からタイ産ドリ안의プロシミドンの項を削除する。

また、輸入時に実施した中国産赤とうがらし及びなつめ並びにベトナム産冬瓜の輸入時のモニタリング検査において、食品衛生法第11条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、中国産赤とうがらしのパクロブトラゾール及びなつめのプロピコナゾール並びにベトナム産冬瓜のメタラキシル及びメフェノキサムに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げるとともに、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の当該食品に対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加する。

さらに、これまでの検査実績を踏まえ、中国産にんじんのトリアジメノールについてはモニタリング通知の別表第2から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

なお、中国産赤とうがらしのパクロブトラゾールについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いする。

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、 輸出者及び包装者
令和元年 8月2日	中国	赤とうがらし及び その加工品（簡易 な加工に限る。）	残留農薬 （パクロブトラゾー ル）	JIAOZHOU XINGDA FO ODSTUFFS CO.,LTD
		なつめ及びその加 工品（簡易な加工 に限る。）	残留農薬 （プロピコナゾール）	CANGZHOU BAOTAO FO OD CO., LTD.
	ベトナム	冬瓜及びその加工 品（簡易な加工に 限る。）	残留農薬 （メタラキシル及び メフェノキサム）	COFIDEC